社債権者集会決議不認可公告

平成二十九年三月三十一日開催の株式会社メディケアインベストメント第二〇五回ないし二四九回（ただし、第二一六・二一八・二二七・二三二・二三三回を除く。以下同じ）無担保社債の社債権者集会における左記の無担保社債の要項を変更する件の決議について、平成二十九年六月一日に東京地方裁判所の不認可の決定を受けましたので公告致します。

記

【変更部分】

6　社債の利率

「発行日の翌日から平成二十九年五月三十一日までは年率三・五％とし、平成二十九年六月一日（以下「利率変更日」という。）から最終利払期日（第8項に定める。）までは年率一・二五％とする。」と改める。

7　発行日と償還日

償還日を削除する。

8　利払期日

「発行日の翌日以降に到来する変更前要項所定の月日及び次の日のうちいずれか先に到来する日（以下「最終利払期日」という。）（これらの日が銀行休業日にあたる場合は、直前の銀行営業日）

①　償還の期限が到来した日

②　本社債の買入消却があった日

③　第20項に基づく本社債の早期償還があった日

④　第21項に基づく本社債の繰上償還があった日」と改める。

9　償還期限

「変更前償還期限から十年後の同一暦日（当該日が銀行休業日にあたる場合は、直前の銀行営業日）」と改める。

【追加部分】

次の19～22を追加する。

「19　利息の支払

(1)　本社債の利息は、発行日の翌日から最終利払期日まで付ける。

(2)　利率変更日に先立つ各利払期日において支払うべき利息の額は、直前の利払期日（直前の利払期日がない場合は、発行日。本号において同じ。）の翌日における本社債一口あたりの元本額に、〇・〇三五を乗じ、四で除した額（ただし、直前の利払期日の翌日から当該利払期日までの期間が三カ月未満である場合は、当該期間の実日数を乗じ、三六五で除した額）とする。

(3)　利率変更日に遅れる各利払期日（利率変更日の直後に到来する利払期日を除く。）において支払うべき利息の額は、直前の利払期日の翌日における本社債一口あたりの元本額に、〇・〇一二五を乗じ、四で除した額（ただし、直前の利払期日の翌日から当該利払期日までの期間が三カ月未満である場合は、当該期間の実日数を乗じ、三六五で除した額）とする。

(4)　利率変更日の直後に到来する利払期日において支払うべき利息の額は、次の金額の合計額とする。

①　直前の利払期日の翌日における本社債一口あたりの元本額に、〇・〇三五を乗じ、当該日から利率変更日の前日までの実日数を乗じ、三六五で除した額

②　利率変更日における本社債一口あたりの元本額に、〇・〇一二五を乗じ、当該日から当該利払期日までの実日数を乗じ、三六五で除した額

(5)　一口あたりに算出された金額のうち、一円未満の金額は、四捨五入する。

20　早期償還

(1)　第9項の定めにかかわらず、発行体は、発行日から平成二十九年四月三十日までの間に社債権者より請求を受けた場合は平成二十九年五月三十一日に、各年（平成二十九年を除く。）の一月一日から六月末日までの間に社債権者より請求を受けた場合は当該年の九月三十日（以下、平成二十九年五月三十一日とあわせて「早期償還日」という。）に、当該社債権者が保有する本社債のすべてを償還する。

(2)　前号の定めに基づき早期償還日に本社債を償還する場合、本社債の償還の金額は、早期償還日が平成二十九年五月三十一日である場合は社債の金額一〇〇円につき五六円とし、早期償還日がその他の日である場合は当該早期償還日が属する年の六月上旬に発行体が定める金額とする。

(3)　社債権者が第一号の請求をした場合、本社債の償還請求権のうち、前二号の定めに基づいて償還されなかった部分に係るものは、当該請求に係る早期償還日において、当然に消滅する。

21　繰上償還

(1)　第9項の定めにかかわらず、発行体は、任意の日に、本社債のすべてを繰上償還することができる。

(2)　前号の定めに基づき本社債を繰上償還する場合、本社債の償還の金額は、社債の金額一〇〇円につき一〇〇円とする。

22　誓約

発行体は、本社債及び他の社債がすべて償還されるまでの間、次に掲げる事項を遵守する。

(1)　発行体は、ファクタリング事業にのみ従事する。

(2)　ファクタリング事業の遂行（既存の契約に基づく取引の継続を除く。）にあたり、次の適格基準を順守すること。

①　将来債権買取の上限は三ケ月とする

②　買取代金の掛目は、過去六ケ月の売上平均の九五％を上限とする

③　保険診療・調剤、保険サービス部分のみを買取ることとする

(3)　本社債権者より請求を受けた場合、遅滞なく資産、事業及び経理状況に関する報告書を当該本社債権者に対して交付すること。ただし、報告書において用いる会計原則は、発行体が適当と認めるものとし、数値は、仮に集計したもので足りる。

(4)　①から③までのいずれかに抵触する行為をしようとする場合、その旨及び行為の内容を、あらかじめ本社債権者に対して通知すること。」

平成二十九年七月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号
新丸の内センタービルディング二一階
株式会社メディケアインベストメント
代表取締役　池川　一臣

訂正公告

平成二十九年七月七日（号外第一四七号）掲載の第四十六期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純損失）」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年七月十四日

東京都青梅市今井三丁目八番地一
株式会社関東コイルセンター
代表取締役　広田　聡

訂正公告

平成二十九年七月五日（号外第一四四号）掲載の第一八四期決算公告（枠組）中、株主総会日付「平成29年6月19日」とあるは「平成29年6月20日」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年七月十四日

滋賀県彦根市大東町三番一号
近江鉄道株式会社
代表取締役社長　喜多村樹美男

訂正公告

平成二十九年七月三日（号外第一四二号）掲載の第二十期決算公告（枠組）中、「賞与引当金」の適格基準を順守すること。

①　将来債権買取の上限は三ケ月とする

②　買取代金の掛目は、過去六ケ月の売上平均の九五％を上限とする

③　保険診療・調剤、保険サービス部分のみを買取ることとする

(3)　本社債権者より請求を受けた場合、遅滞なく資産、事業及び経理状況に関する報告書を当該本社債権者に対して交付すること。ただし、報告書において用いる会計原則は、発行体が適当と認めるものとし、数値は、仮に集計したもので足りる。

(4)　①から③までのいずれかに抵触する行為をしようとする場合、その旨及び行為の内容を、あらかじめ本社債権者に対して通知すること。」

平成二十九年七月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号
新丸の内センタービルディング二一階
株式会社メディケアインベストメント
代表取締役　池川　一臣

訂正公告

平成二十九年七月七日（号外第一四七号）掲載の第四十六期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純損失）」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年七月十四日

東京都青梅市今井三丁目八番地一
株式会社関東コイルセンター
代表取締役　広田　聡

訂正公告

平成二十九年七月五日（号外第一四四号）掲載の第一八四期決算公告（枠組）中、株主総会日付「平成29年6月19日」とあるは「平成29年6月20日」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年七月十四日

滋賀県彦根市大東町三番一号
近江鉄道株式会社
代表取締役社長　喜多村樹美男

訂正公告

平成二十九年七月三日（号外第一四二号）掲載の第二十期決算公告（枠組）中、「賞与引当金」

2,211	とあるは「賞与引当金」
51,406	、「役員賞与引当金」
2,211	」
5,340	とあるは「役員賞与引当金」

の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十九年七月十四日

京都市中京区西ノ京徳大寺町一番地
株式会社島津インターナショナル
代表取締役　竹本　幸利

訂正公告

平成二十九年七月五日（号外第一四四号）掲載の第一〇一期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純損失）」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年七月十四日

熊本市西区春日八丁目一七番三一号
光洋電器工業株式会社
代表取締役社長　高田　和馬

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月十四日付第一五二号一府調達第一三三号四〇ページ●同日付第一五三号九六ページ●同日付政ジ七六ページ●同日付第一五三号九六ページ●同日付政

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）